

建築版	1-1	着工時	設備工事： 工事区分と設備関係官公署手続	電気	○	設備工事 ポイントシート (1-10) (1-11)
				空調	○	
				衛生	○	
				その他	—	

建築／電気／衛生／空調／昇降機等の本工事／別途工事の工事区分、および夫々の工事範囲が明確になっているか確認します。また、設備関係官公署等の手続は、建物の用途、規模、設備で異なります。手続に不足が無いことの事前確認を必ず行いましょう。

ポイント

■工事区分表の確認

- ・意匠図、設備図、昇降機図面において本工事／別途工事の工事区分を確認します。
- ・工事区分に不明な点や過不足がある場合は、建築主を交えて調整することも必要です。
- ・支給材料や試運転調整に関わる部分も確認が必要です。

■製作図

- ・建築工事の製作図内には設備、別途工事の工事区分を明記し、確実に情報を共有します。

■設備関係官公署等の手続

次の設備関係の申請状況が確実に行われていることを確認します。

- ・建築物インフラ関連
- ・消防法関連
- ・特定施設(騒音・振動) 関連

分類	NO	工 事 区 分 表 (例)	建築	電気	衛生	空調	昇降	別途	
機 械 基 礎	1	屋外に設置する設備機械の基礎工事	○						地盤、躯体具
	2	屋上に設置する設備機械の基礎工事	○						要件、補強、
	3	屋内に設置する設備機械の基礎工事	○	○	○	○			床下は建築工
架 設	4								
	5	鉄骨床貫通スリーブ (鉄板等を貫通する場合)	○						
取 付 体	6								
	7	鉄骨床貫通スリーブ		○	○	○			補強は建築工
	8	鉄・床貫通部スリーブ及び挿入れ		○	○	○			補強は建築工
貫 通	9	機器関連の場合のクレーン用、クリーンヒーター用及びその他の予備スリーブ	○	○	○	○			必要な予備ス
	10	スリーブのモルタル充填		○	○	○			
	11	機中二重扉のメッキ等処理	○						
12	床下二重スラブ内枠中央、鉄の凍結管、通気管及び水抜き管	○							

官公署手続き一覧の例

主な官公署への目

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	適用
建 築 物	省エネ措置の届出	発注者	所管行政庁 (知事等)	着工 21 日前 まで	特定建築物の新 築等におけるエネ ルギーの効率的 利用の為の措置 (外壁・窓等からの 熱損失防止等)
	建設リサイクル法対象 建設工事通知	発注者	知事又は市町 村長	着工前	特定建設資材の 種類、着工の時 期、工種の概要
	工事完了通知	発注者 (受注者代行)	建築主事	完了日から4 日以内	設計書、計画書、 系統図、平面図等 を添付
	防火対象物使用開始 届	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長又 は消防署長)	使用前	

先輩アドバイス

- ・官公署手続は一覧表にまとめ、関係部署に相談しましょう。
- ・工事区分取り合い部分に関し、関係者相互に確認しましょう
- ・申請は時間に余裕をもって、計画的に進めましょう。

チェック項目

- 最新情報に基づいていますか。
- 見積落ちはありませんか。
- 工事工程にそって提出時期を一覧にまとめましたか。
- 申請者が明確になっていますか。

失敗すると...

- ・申請、検査、許可が遅れると、建物の引き渡しが遅れ補償問題ともなります。
- ・コンプライアンス違反になります。

共通管理項目	合理化省力化	施工性向上	品質・性能向上	工期短縮・圧縮	コスト削減(材料)	コスト削減(労務)	設備先行工事	工事区分見直し	責任所在明確化
	—	—	○	○	—	—	—	○	○
備考	参 考 文 献 :						初版発行	2020年12月	
							改訂		